

新	旧	備考欄
給水装置工事設計施工基準 令和 7 年 1 0 月 大 崎 市 上 下 水 道 部	給水装置工事設計施工基準 令和 5 年 1 0 月 大 崎 市 上 下 水 道 部	正誤表の記載内容 日付…日付の訂正 追記…改正に基づき追加記載 表記訂正…記載誤りを訂正 表記修正…記載事項を修正 削除…改正に伴い削除 追加…改正に伴い記載内容を追加した 削除・追記…記載内容を削除し、誤った記載を訂正 (日付)

新	旧	備考欄
給 水 装 置 工 事 設 計 施 工 基 準	給 水 装 置 工 事 設 計 施 工 基 準	
1 総 則	1 総 則	
1. 1 目 的 この基準は、給水装置工事の設計と施工及び管理を適正かつ合理的に行うため、水道法（以下「法」という。）、同法施行令（以下「施行令」という。）、同法施行規則（以下「施行規則」という。）、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令※平成九年厚生省令第14号（以下「省令」という。）、厚生省通知衛水第203号給水装置標準計画・施工方法（以下「通知」という。）、大崎市水道事業給水条例（以下「条例」という。）、及び同施行規程（以下「施行規程」という。）等に基づき、配水管取り付け口からメーターまで及び、地域的特性による使用材料、施工方法、その他の条件について必要な事項を定めるものである。	1. 1 目 的 この基準は、給水装置工事の設計と施工及び管理を適正かつ合理的に行うため、水道法（以下「法」という。）、同法施行令（以下「施行令」という。）、同法施行規則（以下「施行規則」という。）、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（以下「省令」という。）、厚生省通知衛水第203号給水装置標準計画・施工方法（以下「通知」という。）、大崎市水道事業給水条例（以下「条例」という。）、及び同施行規程（以下「施行規程」という。）等に基づき、配水管取り付け口からメーターまで及び、地域的特性による使用材料、施工方法、その他の条件について必要な事項を定めるものである。	（追 記）
2 設 計	2 設 計	
2. 1. 3 侵食防止 (1) 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所にあつては、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質の給水装置を設置すること。又は防食材で被覆すること等により適切な侵食防止のための措置を講じること。 「(省令第4条第1項)」 (2) 漏洩電流により侵食されるおそれのある場所にあつては、非金属性の材質の給水装置を設置すること。又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置を講じること。 「(省令第4条第2項)」 (3) サドル付分水栓などの分岐部及び被覆されていない金属性の給水装置は、ポリエチレンシートによって被覆すること等により適切な侵食防止のための措置を講じること。「(通知)」 (4) 掘削した地盤が油脂に覆われていた場合、汚染土壌の処理と給水管の保護が重要なることから、汚染土壌を掘削して現地浄化を行い、埋設する給水管はポリスリーブなどで保護を行い、汚染土壌と直接接触しないようにする	2. 1. 3 侵食防止 (1) 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所にあつては、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質の給水装置を設置すること。又は防食材で被覆すること等により適切な侵食防止のための措置を講じること。 「(省令第4条第1項)」 (2) 漏洩電流により侵食されるおそれのある場所にあつては、非金属性の材質の給水装置を設置すること。又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置を講じること。「(省令第4条第2項)」 (3) サドル付分水栓などの分岐部及び被覆されていない金属性の給水装置は、ポリエチレンシートによって被覆すること等により適切な侵食防止のための措置を講じること。「(通知)」	（追 記）

新	旧	備考欄
3. 3. 5 分岐の方法 (1) 分岐は、被分岐管の管種により「管種別分岐表」(表 1 0)に基づき以下により施工すること。 (2) 割T字管，弁付き割T字管及びチーズは，水平方向分岐を基本とする。 (3) サドル付分水栓のせん孔は，上せん孔，水平方向分岐とする。 (4) 被分岐管がD I Pで口径2 0mm～5 0mmのせん孔には，防錆コアを装着する。 (5) サドル付分水栓及び割りT字管の給水の取付けは，ボルトの締め付けが型締めにならないよう平均して締め付け，管種ごとにきめられたトルクで締め付けること。 (6) 分岐管口径7 5mm 以上の場合 ① 被分岐管が口径1 0 0mm以上のD I Pで，分岐管口径7 5mm 以上の不断水工事は，「フランジ付き割T字管」に仕切弁を付し短管1 号又は2 号を使用し，各継手部分には，「特殊押輪」（1 箇所）を使用する。尚，フランジ接続部には耐震補強性能を有する「耐震補強金具」を使用すること。 ② 被分岐管が口径1 0 0mm以上の「VP」・「H I VP」・「VP」で，分岐管口径7 5mm以上の不断水工事は，「フランジ付き割丁字管」に仕切弁を付し，短管1 号離脱防止金具付を使用する。尚，フランジ接続部には耐震補強性能を有する「耐震補強金具」を使用すること。 (7) 分岐管口径5 0mmの場合 分岐管がP Pの場合 ① 被分岐管が口径7 5mm 以上の「D I P」の不断水工事は，「サドル付分水栓」を使用する。 ② 被分岐管が口径7 5mm 以上の「VP」・「H I VP」の不断水工事は，「弁付き割T字管（ねじ込み形）」及び「おねじ付きソケット（P P用）」を使用する。 (8) 分岐管口径4 0mm 以下の場合 ① 被分岐管が口径5 0mm 以上の「VP」「PP」で，分岐管口径が2 0mmのときは，「サドル付分水栓」と「分水用ソケット」を使用する。 尚，被分岐管が口径5 0mm・4 0mmであり，2 5mm以上の分岐管口径とする場合は，管理者と協議をすること。 ② 被分岐管が口径3 0mm以下の「PP」における切取り工事は，「チーズ（P P用）」を使用する。 ③ 被分岐管が口径3 0mm以下の「VP」における切取り工事は，「チーズ（離脱防止付）」を使用する。 ※表 10 管種別分岐表を参照 (9) 分岐箇所にマーカローケーティングシステム用の識別マーカー（水道用：青色）を路面より3 0cm以下の位置に設置すること。 尚，埋設深度においては道路管理者による舗装構成により判断し，道路管理の支障とならないものとする。	3. 3. 5 分岐の方法 (1) 分岐は，被分岐管の管種により「管種別分岐表」(表 1 0)に基づき以下により施工すること。 (2) 割T字管，弁付き割T字管及びチーズは，水平方向分岐とする。 (3) サドル付分水栓のせん孔は，上せん孔，水平方向分岐とする。 (4) 被分岐管がD I Pで口径2 0mm～5 0mmのせん孔には，防錆コアを装着する。 (5) 分岐管口径7 5mm 以上の場合 ① 被分岐管が口径1 0 0mm以上のD I Pで，分岐管口径7 5mm 以上の不断水工事は，フランジ付き割T字管に仕切弁を付し短管1 号又は2 号を使用し，各継手部分には，「特殊押輪」（1 箇所）を使用する。 ② 被分岐管が口径1 0 0mmのRRVP・RRH I VP・VPで，分岐管口径7 5mm以上断水工事は，「フランジ付き割丁字管」に仕切弁を付し，短管1 号離脱防止金具付を使用する。 (6) 分岐管口径5 0mm（D I P 7 5mm）の場合 分岐管がP Pの場合 被分岐管が口径7 5mm のD I Pより分岐管口径5 0mm・口径7 5mm 以上のRRVP・RRH I VP・VP及びACPで，分岐管口径5 0mm 以上の不断水工事は，「弁付き割T字管（ねじ込み形）」及び「おねじ付きソケット（P P用）」を使用する。 (7) 分岐管口径4 0mm 以下の場合 ① 被分岐管がP Pの切取り工事は，「チーズ（P P用）」を使用する。 ② 被分岐管が口径5 0mmのRRH I VP・RRVP及びACPは，分岐管口径2 5mmまでとしサドル付分水栓を使用する。 尚，2 5mm以上を分岐するときは，管理者と協議をすること。 (8) 分岐箇所にマーカローケーティングシステム用の識別マーカー（水道用：青色）を管上3 0cmの位置に設置すること。	(表記訂正) (追 記) (表記修正) (追 記) (表記訂正) (追 記) (表記修正) (表記訂正) (表記訂正) (表記訂正) (追 記) (追 記) (表記修正) (追 記)

新	旧	備考欄																																
3. 3. 6 分岐止めの方法 ～省 略～ (5) 「チーズ」の分岐止め 給水装置が「チーズ」で分岐されている場合は、次の方法により行う。 ① 「G Pチーズ」の場合は、「プラグ」を使用し、分岐止めを行う。 ② 口径5 0mm「P P」の場合は、「チーズ」を撤去し、「切管（P P）」及び「ソケット」を使用し、施工する。 ③ 「L P」の場合は、「ブランチ部分※」を撤去し、「切管（P P）」を使用し、施工する。 ※ブランチとは鉛製給水管から枝管となる鉛製給水管を分岐するときの接合部分をいう。 3. 3. 7 管端処理方法 (1) 開発行為等で取出しした場合の管端処理方法は、次の方法により行う。 ① 取出しのみの場合は、宅地内1. 0 mの位置に(2)の①～③を使用し、地下に埋設する。なお、埋設されている管種・管径が判別できるよう地表に目印を設置すること。 (2) 管端処理方法は次のとおりとする。 ① 「S G P」の場合は、「プラグ」を使用する。 ② 「V P」・「H I V P」の場合は、仕切弁を使用する。 ③ 「P P」の場合は、「パイプエンド」を使用する。 ④ 「P E」の場合は、「管帽」（融着型・離脱防止型）を使用する。 3. 4 仕 切 弁 ・ 止 水 栓 及 び 筐 の 設 置 ～省 略～ 3. 4. 2 仕切弁・止水栓の種類及び使用範囲 仕切弁・止水栓の種類及び使用範囲は、表1 1のとおりとする。 表1 1 仕切弁・止水栓の種類及び使用範囲 <table><tr><th>種 類</th><th>口 径</th><th>使用場所</th></tr><tr><td>水道用ソフトシール仕切弁</td><td>5 0 mm以上</td><td>道路・宅地</td></tr><tr><td>乙止水栓</td><td>2 0 mm～5 0 mm未満</td><td>宅地</td></tr><tr><td>逆止弁付止水栓（スイング式）</td><td>1 3 mm～5 0 mm</td><td>メーター前</td></tr><tr><td rowspan="2">メーターユニット</td><td rowspan="2">1 3 mm～2 0 mm</td><td>アパート・借家</td></tr><tr><td>中高層建物</td></tr></table>	種 類	口 径	使用場所	水道用ソフトシール仕切弁	5 0 mm以上	道路・宅地	乙止水栓	2 0 mm～5 0 mm未満	宅地	逆止弁付止水栓（スイング式）	1 3 mm～5 0 mm	メーター前	メーターユニット	1 3 mm～2 0 mm	アパート・借家	中高層建物	3. 3. 6 分岐止めの方法 ～省 略～ (5) 「チーズ」の分岐止め 給水装置が「チーズ」で分岐されている場合は、次の方法により行う。 ① 「G Pチーズ」の場合は、「プラグ」を使用し、分岐止めを行う。 ② 口径5 0mm「P P」の場合は、「チーズ」を撤去し、「切管（P P）」及び「ソケット」を使用し、施工する。 ③ 「L P」の場合は、「ブランチ部分」を撤去し、「切管（P P）」を使用し、施工する。 3. 3. 7 管端処理方法 (1) 開発行為等で取出しした場合の管端処理方法は、次の方法により行う。 ① 取出しのみの場合は、宅地内1. 0 mの位置に(2)の①～③を使用し、地下に埋設する。なお、埋設されている管種・管径が判別できるよう地表に目印を設置すること。 (2) 管端処理方法は次のとおりとする。 ① 「G P」の場合は、「プラグ」を使用する。 ② 「R R V P」・「R R H I V P」の場合は、仕切弁を使用する。 ③ 「P P」の場合は、「パイプエンド」を使用する。 3. 4 仕 切 弁 ・ 止 水 栓 及 び 筐 の 設 置 ～省 略～ 3. 4. 2 仕切弁・止水栓の種類及び使用範囲 仕切弁・止水栓の種類及び使用範囲は、表1 1のとおりとする。 表1 1 仕切弁・止水栓の種類及び使用範囲 <table><tr><th>種 類</th><th>口 径</th><th>使用場所</th></tr><tr><td>水道用ソフトシール仕切弁</td><td>5 0 mm以上</td><td>道路・宅地</td></tr><tr><td>乙止水栓</td><td>2 0 mm～5 0 mm</td><td>宅地</td></tr><tr><td>逆止弁付止水栓（スイング式）</td><td>1 3 mm～5 0 mm</td><td>メーター前</td></tr><tr><td rowspan="2">メーターユニット</td><td rowspan="2">1 3 mm～2 0 mm</td><td>アパート・借家</td></tr><tr><td>中高層建物</td></tr></table>	種 類	口 径	使用場所	水道用ソフトシール仕切弁	5 0 mm以上	道路・宅地	乙止水栓	2 0 mm～5 0 mm	宅地	逆止弁付止水栓（スイング式）	1 3 mm～5 0 mm	メーター前	メーターユニット	1 3 mm～2 0 mm	アパート・借家	中高層建物	(追 記) (表記訂正) (追 記) (追 記)
種 類	口 径	使用場所																																
水道用ソフトシール仕切弁	5 0 mm以上	道路・宅地																																
乙止水栓	2 0 mm～5 0 mm未満	宅地																																
逆止弁付止水栓（スイング式）	1 3 mm～5 0 mm	メーター前																																
メーターユニット	1 3 mm～2 0 mm	アパート・借家																																
		中高層建物																																
種 類	口 径	使用場所																																
水道用ソフトシール仕切弁	5 0 mm以上	道路・宅地																																
乙止水栓	2 0 mm～5 0 mm	宅地																																
逆止弁付止水栓（スイング式）	1 3 mm～5 0 mm	メーター前																																
メーターユニット	1 3 mm～2 0 mm	アパート・借家																																
		中高層建物																																

新	旧	備考欄
3. 4. 3 仕切弁・止水栓の設置位置 (1) 仕切弁・止水栓を設置する場合は、メーターの一次側に設置する。 (2) 宅地内に直接引き込みする場合、口径50mm以上の仕切弁は、道路内に設置する。口径50mm未満の乙止水栓を設置する場合は、宅地内1m以内に設置する。 (3) 口径13mm～20mmのメーターには、逆止弁付止水栓（スイング式）またはメーターユニットをメーターます内に設置する。 (4) 口径13mm～50mmのメーターには、逆止弁付止水栓をメーターます内に設置する。 (5) 口径75mm以上は管理者と事前に協議を行うこと。 3. 6 配 管 3. 6. 1 管種別使用区分 3. 6. 2 配管の原則 ～省 略～ (8) メーター以降の給水管は、臨時・本設に関わらず口径20mm以上とする。 (9) 耐用年数を超える給水管については、漏水の原因となるため、改めて取出しから宅地内の給水管布設替えを行う。なお、給水管の耐用年数はおよそ40年を超えるものとする。 3. 6. 3 配管の方法 (1) 屋外埋設配管 ～省 略～ ⑤ ガソリNSTAND又は宅地内土壌が油脂混じりとなる場所に配管する場合は、「SGPPD」または、「PP」に溶剤の浸透を防止する被覆を施した「水道用ポリエチレン溶剤浸透防止被覆管」を使用する。 3. 6. 4 埋設深度は、以下のとおりとする。 (1) 埋設場所が道路（国・県・市・私）の場合は、道路の舗装の厚さに30cmを加えた値（当該値が60cmに満たない場合は、60cm）以上とする。 (2) （1）以外の場合は、凍結深度を考慮し45cmとする。 なお、<u>岩出山地区及び鳴子温泉地区</u>については60cmとする。 (3) メーターます内は、メーター上部で30cm以上とする。	3. 4. 3 仕切弁・止水栓の設置位置 (1) 仕切弁・止水栓を設置する場合は、メーターの一次側に設置する。 (2) 宅地内に直接引き込みする場合、口径50mm以上の仕切弁は、道路内に設置する。口径50mm未満の乙止水栓を設置する場合は、宅地内1m以内に設置する。 (3) 口径13mm～20mmのメーターには、逆止弁付止水栓（スイング式）またはメーターユニットをメーターます内に設置する。 (4) 口径25mm～50mm未満のメーターには、逆止弁付止水栓をメーターます内に設置する。 (5) 口径75mm以上は管理者と事前に協議を行うこと。 3. 6 配 管 3. 6. 1 管種別使用区分 3. 6. 2 配管の原則 ～省 略～ (8) メーター以降の給水管は、口径20mm以上とする。 (9) 耐用年数を超える給水管については、漏水の原因となるため、改めて取出しから宅地内の給水管布設替えを行う。なお、給水管の耐用年数はおよそ40年を超えるものとする。 3. 6. 3 配管の方法 (1) 屋外埋設配管 ～省 略～ ⑤ ガソリNSTAND又は宅地内土壌が油脂混じりとなる場所に配管する場合は、「SGPPD」を使用する。 3. 6. 4 埋設深度は、以下のとおりとする。 (1) 埋設場所が道路（国・県・市・私）の場合は、道路の舗装の厚さに30cmを加えた値（当該値が60cmに満たない場合は、60cm）以上とする。 (2) （1）以外の場合は、凍結深度を考慮し45cmとする。 なお、<u>岩出山地区及び鳴子地区</u>については60cmとする。 (3) メーターます内は、メーター上部で30cm以上とする。	(表記訂正) (追 記) (追 記) (表記訂正)

新	旧	備考欄
3. 7. 1 保護工 ～省 略～ (8) 管を道路に配管する場合は、次の要領により「管の明示」を行う。 ① 明示に使用する材料 管上明示シートは、幅1 5 0mm、胴巻きテープは、幅5 0mmテープの地色は青色、文字は白色を使用すること。シートにおいてはアルミ素材を含まないものとする。 ～省 略～ ④ 明示の方法 (a) 明示シート同巻きテープは、当年度（西暦表示）のものとする。 (b) 埋設管の管頂部には、全延長に天端テープ（胴巻きテープ）を貼りつける。 (c) 胴巻きテープは、1 回半巻きとする。 4 地 域 的 特 性 4. 1 地 域 的 特 性 寒冷地の特性として以下の項目について、使用材料、及び工法等について指定を行う。 4. 1. 1 使用材料及び工法 (1) 埋設管 ① 口径1 3mm～5 0mmは、「PP」を使用する。但し特別な場合を除く。 ② 口径7 5mm～1 0 0mmは、「VP」・「HIVP」・「DIP」・「PE」を使用する。 ③ 口径1 5 0mm以上は、「DIP」を使用する。 (2) 埋設管と立ち上り管との接続 埋設管と立ち上り管との接続は、伸縮可とう性のある継手を使用し接続する。 4. 2 埋 設 深 度 宅地内の埋設深度は「通知」では、3 0cm以上とあるが、凍結深の違いによる安全を考慮し4 5cmを埋設深度とする。なお、<u>岩出山地区及び鳴子温泉地区</u>については6 0cmとする。 4. 3 逆 止 弁 の 設 置 4. 3. 1 逆止弁の種類 (1) 口径1 3mm～5 0mm は、スイング式を標準とする。 (2) 口径7 5mm以上は、鋳鉄0.98MPa、(10 kgf／cm²) スイング式を標準とする。	3. 7. 1 保護工 ～省 略～ (8) 口径5 0mm以上の管を道路に配管する場合は、次の要領により「管の明示」を行う。 ① 明示に使用する材料 管上明示シートは、幅1 5 0mm、胴巻きテープは、幅5 0mmテープの地色は青色、文字は白色を使用する。 ～省 略～ ④ 明示の方法 (a) 明示シートは、当年度（西暦表示）のものとする。 (b) 埋設管の管頂部には、全延長に天端テープ（胴巻きテープ）を貼りつける。 (c) 胴巻きテープは、1 回半巻きとする。 4 地 域 的 特 性 4. 1 地 域 的 特 性 寒冷地の特性として以下の項目について、使用材料、及び工法等について指定を行う。 4. 1. 1 使用材料及び工法 (1) 埋設管 ① 口径1 3mm～5 0mmは、「PP」を使用する。但し特別な場合を除く。 ② 口径7 5mm～1 0 0mmは、「RRVP」・「RRHIVP」・「DIP」・「PE」を使用する。 ③ 口径1 5 0mm以上は、「DIP」を使用する。 (2) 埋設管と立ち上り管との接続 埋設管と立ち上り管との接続は、伸縮可とう性のある継手を使用し接続する。 (3) 配水管及び給水管（メーターまで）にはロケーティングワイヤーを布設する。 4. 2 埋 設 深 度 宅地内の埋設深度は「通知」では、3 0cm以上とあるが、凍結深の違いによる安全を考慮し4 5cmを埋設深度とする。なお、岩出山地区及び鳴子地区については6 0cmとする。 4. 3 逆 止 弁 の 設 置 4. 3. 1 逆止弁の種類 (1) 口径1 3mm～5 0mm は、リフト式を標準とする。 (2) 口径7 5mm以上は、鋳鉄0.98MPa、(10 kgf／cm²) スイング式を標準とする。	(追 記) (追 記) (削 除) (表記修正) (表記訂正)

新	旧	備考欄
4. 3. 2 逆止弁の設置位置 (1) 口径13mm～20mmは、メーターます内に設置する。(貸家等) (2) 受水槽式給水には、水槽内のボールタップの上流側に設置する。 4. 3. 3 逆止弁の設置方法 (1) リフト形は水平に、スイング式は垂直に設置する。 (2) 流水の方向に注意し、逆取付けをしてはならない。 (3) 口径75mm以上は、「SGP-VB」・「SGP-PB」にねじ込み接続する。 (4) 受水槽内に設置する場合は、上流側は「SGP-VB」・「SGP-PB」にねじ込み接続し、下流側には「ニップル（水道用樹脂コーティング管継手）・「ソケット（管端防食継手）」を使用し、ボールタップに接続する。 (5) 受水槽式給水の非常用水栓の場合は、上流側がPPのときは［おねじ付きソケット］を使用し、下流側には振止め0.3mの「SGP-VB」又は「SGP-PB」を使用し、キー付不凍給水栓（吸気弁付き）に接続する。 4. 5 立上り管以降の配管特例 寒冷地においては、メーター口径が13mmであっても給水装置の立ち上り管以降の配管口径は、管内の水が凍結するまでの時間を考慮し、口径20mm以上とする。ただし、高規格住宅で立上り管の凍結が予防出来るものは、架橋ポリエチレン・ポリブデン管の20mm未満を使用することができる。（事前協議が必要） 尚、管理者より申込者・施工業者・指定工事事業者の3者の署名、押印がある 願い書を求められた場合は、提出しなければならない。 7 手続き方法 7. 1. 2 給水装置工事施行承認申込書及び添付書類 ～省 略～ ⑥ 関係者の承諾確認 給水装置工事に関する利害関係人への誓約書（民法213条の2に基づくもの）。または、利害関係人同意書 ・ 土地使用承諾…他人の土地及び他人の構築物に給水装置（管）を設置する場合（土地使用を承諾する文言・所有者の住所・署名・押印） ・ 分岐承諾…他人の給水装置（管）から分岐する場合（給水装置（管）から分岐を承諾する文言・給水装置（管）所有者の住所・署名・押印） 7. 1. 4 工事の申込方法 給水装置工事施行承認申込書に必要書類を添付し、管理者に申込みを行う。 諸手数料及び加入金においては、管理者の指定金融機関にて納付する。	4. 3. 2 逆止弁の設置位置 (1) 口径13mm～20mmは、メーターます内に設置する。(貸家等) (2) 受水槽式給水には、水槽内のボールタップの上流側に設置する。 4. 3. 3 逆止弁の設置方法 (1) リフト形は水平に、スイング式は垂直に設置する。 (2) 流水の方向に注意し、逆取付けをしてはならない。 (3) 口径75mm以上は、「SGP-VB」・「SGP-PB」にねじ込み接続する。 (4) 受水槽内に設置する場合は、上流側は「SGP-VB」・「SGP-PB」にねじ込み接続し、下流側には「ニップル（樹脂コーティング管継手）・「ソケット（管端防食継手）」を使用し、ボールタップに接続する。 (5) 受水槽式給水の非常用水栓の場合は、上流側がPPのときは［おねじ付きソケット］を使用し、下流側には振止め0.3mの「SGP-VB」又は「SGP-PB」を使用し、キー付不凍給水栓（吸気弁付き）に接続する。 4. 5 立上り管以降の配管特例 寒冷地においては、メーター口径が13mmであっても給水装置の立ち上り管以降の配管口径は、管内の水が凍結するまでの時間を考慮し、口径20mm以上とする。ただし、架橋ポリエチレン管の20mm未満を使用する場合、 (1) 高気密、高断熱、省エネルギー等高規格住宅で立ち上り管の凍結が予防できるもの。 (2) 申込者・施工業者・指定工事事業者の3者の署名、押印がある願い書。 7 手続き方法 7. 1. 2 給水装置工事施行承認申込書及び添付書類 ～省 略～ ⑥ 関係者の承諾確認 給水装置工事に関する利害関係人同意書 ・ 土地使用承諾…他人の土地及び他人の構築物に給水装置（管）を設置する場合（土地使用を承諾する文言・所有者の住所・署名・押印） ・ 分岐承諾…他人の給水装置（管）から分岐する場合（給水装置（管）から分岐を承諾する文言・給水装置（管）所有者の住所・署名・押印） 7. 1. 4 工事の申込方法 給水装置工事施行承認申込書に必要書類を添付し、諸手数料及び加入金を添えて管理者に申込みを行う。	(追 記) (表記修正) (削除・追記) (追 記)

新	旧	備考欄
7. 2 工 事 検 査 の 手 続 き 7. 2. 2 竣工図の記入事項 (1) 給水装置場所（住居表示指定区域は住居表示番号） (2) 所有者住所 (3) 所有者氏名 (4) 給水種別 (5) 工事内容 (6) 指定事業者番号 (7) 工事施工業者名 (8) 主任技術者名 (9) 添付書類 (10) 受付月日 (11) 受付番号 (12) 承認月日 (13) 路面復旧月日（道路占用申請がある場合） (14) 竣工月日 (15) 本管管種及び口径 (16) 取出管種及び口径 (17) メーター口径 (18) 占用関係 (19) 給水装置事前協議 (20) 位置図 (21) 平面図（オフセット含む） (22) 立面図 (23) 道路断面図（オフセット含む）（給水管取出しがある場合） 7. 2. 3 竣工図面の作成 ～省 略～ (12) オフセット ① 平面図には、分岐地点のオフセットを記入する。（分岐点 3 箇所、止水栓メーターボックスにおいては 2 箇所記入） ② オフセットの基準となる測点は、一定不変のものであることを必要条件とし、既設の消火栓、仕切弁、止水栓等から分岐地点までの直線距離を平面図に記入する。 ③ ②で水道施設のない場合は、マンホール（下水道・電話・電力等）又は隣接境界線上からの距離を記入する。 ④ 左右に隣接する既設給水装置又は道路に向い合う既設給水装置がある場合は、各岐間の距離を記入する。 なお、この場合、既設給水装置の「所有者名」を記入する。	7. 2 工 事 検 査 の 手 続 き 7. 2. 2 竣工図の記入事項 (1) 給水装置場所（住居表示指定区域は住居表示番号） (2) 所有者住所 (3) 所有者氏名 (4) 給水種別 (5) 工事内容 (6) 工事事業者コード (7) 工事施工業者名 (8) 主任技術者名 (9) 添付書類 (10) 受付月日 (11) 受付番号 (12) 承認月日 (13) 路面復旧月日（道路占用申請がある場合） (14) 竣工月日 (15) 本管管種及び口径 (16) 取出管種及び口径 (17) メーター口径 (18) 占用関係 (19) 給水装置事前協議 (20) 位置図 (21) 平面図（オフセット含む） (22) 立面図 (23) 道路断面図（オフセット含む）（給水管取出しがある場合） 7. 2. 3 竣工図面の作成 ～省 略～ (12) オフセット ① 平面図には、分岐地点のオフセットを記入する。 ② オフセットの基準となる測点は、一定不変のものであることを必要条件とし、既設の消火栓、仕切弁、止水栓等から分岐地点までの直線距離を平面図に記入する。 ③ ②で水道施設のない場合は、マンホール（下水道・電話・電力等）又は隣接境界線上からの距離を記入する。 ④ 左右に隣接する既設給水装置又は道路に向い合う既設給水装置がある場合は、各岐間の距離を記入する。 なお、この場合、既設給水装置の「所有者名」を記入する。	(追 記) (追 記)

新	旧	備考欄
7. 2. 4 工事写真 工事写真は、以下の項目に注意し撮影し、竣工図に添付し提出する。 (1) 写真撮影の際、被写体の寸法、深度等が判断できるようにスライドロッド又はリボンロッド等を使用し、撮影する。 (2) 撮影箇所の説明を明記すること。 (3) 工事写真は下記内容を撮影することを基本とする。 ・ 圧着補修状況 ・ 既設管と新設管の接続箇所（ソケット使用の場合は防食テープ布設前後） ・ ボール式乙型止水栓・K Rバルブ・メーターユニット設置状況 ・ メーター廻り配管 ・ 埋設深（全景及び近景）スケール等を使用し撮影 ・ 分岐状況（防食テープ布設前後） ・ 水抜き栓設置状況 ・ 管種口径変更箇所 ・ 床下配管状況 ・ ヘッター廻り配管状況 ・ 屋内内部配管状況 ・ 器具取付状況 ・ 水圧テスト状況（全景・近景） ・ その他（管理者が必要と思われるもの）	7. 2. 4 工事写真 工事写真は、以下の項目に注意し撮影し、竣工図に添付し提出する。 (1) 写真撮影の際、被写体の寸法、深度等が判断できるようにスライドロッド又はリボンロッド等を使用し、撮影する。 (2) 撮影箇所の説明を明記すること。	(追 記)
7. 2. 5 工事検査の手続き方法 (1) 現地検査及び写真検査 指定工事事業者は工事完了後速やかに竣工図面を作成のうえ、工事写真を添付し、水道部に検査願を提出して検査の申込みを行う。 (2) 中間検査 中間検査の申し込みは、中間検査願を管理者に提出して検査の申込みを行う。 (3) 工事用水の検査 工事用水の竣工図は省略し、検査願を管理者に提出して検査の申込みを行う。 (4) 受水槽式給水の検査 保健所に提出する簡易専用水道完成届の写しを添付する。 (5) 再検査 再検査を必要とする場合は、給水装置工事施行承認申込書に必要事項を記入し、規定の手数料を添えて管理者に申込みを行う。	7. 2. 5 工事検査の手続き方法 (1) 現地検査及び写真検査 指定工事事業者は工事完了後速やかに竣工図面を作成のうえ、工事写真を添付し、水道部に検査願を提出して検査の申込みを行う。 (2) 中間検査 中間検査の申し込みは、中間検査願を水道部に提出して検査の申込みを行う。 (3) 工事用水の検査 工事用水の竣工図は省略し、検査願を水道部に提出して検査の申込みを行う。 (4) 受水槽式給水の検査 保健所に提出する簡易専用水道完成届の写しを添付する。 (5) 再検査 再検査を必要とする場合は、給水装置工事施行承認申込書に必要事項を記入し、規定の手数料を添えて水道部に申込みを行う。	(表記修正) (表記修正) (表記修正)

新	旧	備考欄
7. 3 道 路 等 占 用 使 用 許 可 申 請 の 手 続 き 7. 3. 1 道路占用・使用許可の申請時期 (1) 国道の道路占用許可申請の時期は、給水装置工事の申込を行う際に、関係機関に管理者が申請を行う。 (2) 県・市・農道等の道路占用許可申請時期は、給水装置工事の申込みを行う際に関係機関に管理者が申請を行う。 (3) 警察の道路使用許可申請の時期は、道路占用許可を提出し受付後所轄警察署に<u>指定工事事業者が申請を行う。</u> (4) 各種占用等の申請時期においては、各管理者の審査期間を加味し、提出するものとする。 7. 3. 2 工事写真 工事写真を次の項目により撮影し、給水管理設工事写真集に整理する。 舗装路の場合(1)～(19)、未舗装路の場合(1)～(19)までの当該写真を提出する。 (1) 着工前 (2) 竣工 (3) カッター工（舗装切断） (4) 舗装取壊し状況、現況舗装厚さの状況 (5) 掘削状況 (6) 積込状況（舗装・残土） (7) 配管土被り（スケールを当てる） (8) 取出し管分岐状況（分岐止め状況） 水締め状況 (9) 砂埋戻し転圧完了状況：（各層毎、出来形管理：スケールを当てる） (10) 識別マーカー設置状況 (11) 埋設管表示シート埋設状況 (12) 砕石埋戻し転圧完了状況：（各層毎、出来形管理：スケールを当てる） (13) 合材敷し均し、転圧状況 (14) 仮復旧転圧完了状況：（出来形管理、スケールを当てる） (15) 影響範囲切断状況：（状況確認、スケールを当てる）、舗装版取壊し状況、不陸整正状況 (16) 路盤転圧状況、路盤下がり測定 (17) プライムコート乳剤散布状況、乳剤散布状況 (18) 合材敷し均し、転圧状況 (19) 本復旧完了状況 ：（出来形管理、スケールを当てる） (20) 保安設置状況 (21) その他、「道路管理者」の指示事項による。（※区画線施行状況等）	7. 3 道 路 等 占 用 使 用 許 可 申 請 の 手 続 き 7. 3. 1 道路占用・使用許可の申請時期 (1) 国道の道路占用許可申請の時期は、給水装置工事の申込を行う際に、関係機関に管理者が申請う。 (2) 県・市・農道等の道路占用許可申請時期は、給水装置工事の申込みを行う際に関係機関に管理者が申請を行う。 (3) 警察の道路使用許可申請の時期は、道路占用許可を提出し受付後所轄警察署に<u>指定工事事業者が申請を行う。</u> 7. 3. 2 工事写真 工事写真を次の項目により撮影し、給水管理設工事写真集に整理する。 舗装路の場合(1)～(19)、未舗装路の場合(1)～(19)までの当該写真を提出する。 (1) 着工前 (2) 竣工 (3) カッター工（舗装切断） (4) 舗装取壊し状況、現況舗装厚さの状況 (5) 掘削状況 (6) 積込状況（舗装・残土） (7) 配管土被り（スケールを当てる） (8) 取出し管分岐状況（分岐止め状況） 水締め状況 (9) 砂埋戻し転圧完了状況（各層毎、出来形管理：スケールを当てる） (10) 埋設管表示シート埋設状況 (11) 砕石埋戻し転圧完了状況（各層毎、出来形管理：スケールを当てる） (12) 合材敷し均し、転圧状況 (13) 仮復旧転圧完了状況（出来形管理：スケールを当てる） (14) 影響範囲切断状況（スケールを当てる）、舗装版取壊し状況、不陸整正状況 (15) 路盤転圧状況、路盤下がり測定 (16) プライムコート乳剤散布状況、乳剤散布状況 (17) 合材敷し均し、転圧状況 (18) 本復旧完了状況（出来形管理：スケールを当てる） (19) 保安設置状況 (20) その他、「道路管理者」の指示事項による。（※白線引き状況等）	(追 記) (追 記) (表記訂正)

新	旧	備考欄
7. 3. 5 市道の道路占用許可申請の手続き方法 ～省 略～ (2) 道路許可申請の手続 ① 指定工事事業者は、給水装置工事申込み後道路占用許可申請及び添付書類一式を添えて管理者に提出する。また、提出部数は以下のとおりとする。 【片側交互通行：4部 全面通行止め：6部】 ② 管理者は、大崎市道路管理者（建設部建設課・各総合支所地域振興課）に対し書類を提出し、許可を受ける。 ③ 指定工事事業者は、管理者から道路占用許可書を受領する。 7. 3. 7 河川占用許可申請の手続き方法 ～省 略～ (2) 河川許可申請の手続き ① 指定工事事業者は、河川許可申請・協議書及び添付書類一式を揃え管理者に提出する。 ② 管理者は、河川管理者（国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所大崎出張所・宮城県北部土木事務所）に書類を提出し、許可を受ける。 ③ 指定工事事業者は、管理者から河川占用に伴う作業指示書を受領する。	7. 3. 5 市道の道路占用許可申請の手続き方法 ～省 略～ (2) 道路許可申請の手続 ① 指定工事事業者は、給水装置工事申込み後道路占用許可申請及び添付書類一式(4部)を添えて管理者に提出する。 ② 管理者は、大崎市建設部市道管理所管課に書類を提出し、許可を受ける。 ③ 指定工事事業者は、管理者から道路占用許可書を受領する。 7. 3. 7 河川占用許可申請の手続き方法 ～省 略～ (2) 河川許可申請の手続き ① 指定工事事業者は、河川許可申請・協議書及び添付書類一式を揃え管理者に提出する。 ② 管理者は、国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所大崎出張所に書類を提出し、許可を受ける。 ③ 指定工事事業者は、管理者から河川占用に伴う作業指示書を受領する。	(追 記) (追 記) (表記訂正) (表記訂正)

新	旧	備考欄																																																																																																																								
表 1 種類別吐水量と対応する給水用具の口径 日本水道協会（水道施設設計指針・解説） <table><tr><th>用 途</th><th>使用量（L／min）</th><th>給水用具の口径（mm）</th><th>備 考</th></tr><tr><td>台所流し</td><td>12</td><td>13</td><td></td></tr><tr><td>洗濯流し</td><td>12</td><td>13</td><td></td></tr><tr><td>洗面器</td><td>8</td><td>13</td><td></td></tr><tr><td>浴槽（和式）</td><td>20</td><td>13</td><td></td></tr><tr><td>浴槽（洋式）</td><td>30</td><td>20</td><td></td></tr><tr><td>シャワー</td><td>8</td><td>13</td><td></td></tr><tr><td>小便水栓</td><td>12</td><td>13</td><td></td></tr><tr><td>小便器（F・T）</td><td>12</td><td>13</td><td></td></tr><tr><td>小便器（F・V）</td><td>15</td><td>13</td><td>1 回(4～6 秒)の吐水量 2～3L</td></tr><tr><td>大便器（F・T）</td><td>12</td><td>13</td><td></td></tr><tr><td>大便器（F・V）</td><td>70</td><td>25</td><td>1 回(8～12 秒)の吐水量 3. 5～16. 5L</td></tr><tr><td>手洗器</td><td>5</td><td>13</td><td></td></tr><tr><td>散水栓</td><td>15</td><td>13</td><td></td></tr><tr><td>散水栓</td><td>40</td><td>20</td><td></td></tr></table> ※湯沸かし器は，その号数を使用水量とする。 ※F・V：洗浄弁	用 途	使用量（L／min）	給水用具の口径（mm）	備 考	台所流し	12	13		洗濯流し	12	13		洗面器	8	13		浴槽（和式）	20	13		浴槽（洋式）	30	20		シャワー	8	13		小便水栓	12	13		小便器（F・T）	12	13		小便器（F・V）	15	13	1 回(4～6 秒)の吐水量 2～3L	大便器（F・T）	12	13		大便器（F・V）	70	25	1 回(8～12 秒)の吐水量 3. 5～16. 5L	手洗器	5	13		散水栓	15	13		散水栓	40	20		表 1 種類別吐水量と対応する給水用具の口径 日本水道協会（水道施設設計指針・解説） <table><tr><th>用 途</th><th>使用量（L／min）</th><th>給水用具の口径（mm）</th><th>備 考</th></tr><tr><td>台所流し</td><td>12</td><td>13</td><td></td></tr><tr><td>洗濯流し</td><td>12</td><td>13</td><td></td></tr><tr><td>洗面器</td><td>12</td><td>13</td><td></td></tr><tr><td>浴槽（和式）</td><td>20</td><td>13</td><td></td></tr><tr><td>浴槽（洋式）</td><td>40</td><td>20</td><td></td></tr><tr><td>シャワー</td><td>8</td><td>13</td><td></td></tr><tr><td>小便水栓</td><td>12</td><td>13</td><td></td></tr><tr><td>小便器（F・T）</td><td>12</td><td>13</td><td></td></tr><tr><td>小便器（F・V）</td><td>15</td><td>13</td><td>1 回(4. 6 秒)の吐水量 2～3L</td></tr><tr><td>大便器（F・T）</td><td>12</td><td>13</td><td></td></tr><tr><td>大便器（F・V）</td><td>70</td><td>25</td><td>1 回(8. 12 秒)の吐水量 3. 5～16. 5L</td></tr><tr><td>手洗器</td><td>12</td><td>13</td><td></td></tr><tr><td>散水栓</td><td>20</td><td>13</td><td></td></tr><tr><td>散水栓</td><td>40</td><td>20</td><td></td></tr></table> ※幼稚園・保育所等の小児用便器は，別に定める。 ※F・T：洗浄水槽 ※湯沸かし器は，その号数を使用水量とする。 ※F・V：洗浄弁	用 途	使用量（L／min）	給水用具の口径（mm）	備 考	台所流し	12	13		洗濯流し	12	13		洗面器	12	13		浴槽（和式）	20	13		浴槽（洋式）	40	20		シャワー	8	13		小便水栓	12	13		小便器（F・T）	12	13		小便器（F・V）	15	13	1 回(4. 6 秒)の吐水量 2～3L	大便器（F・T）	12	13		大便器（F・V）	70	25	1 回(8. 12 秒)の吐水量 3. 5～16. 5L	手洗器	12	13		散水栓	20	13		散水栓	40	20		(表記訂正) (表記訂正) (表記訂正) (表記訂正)
用 途	使用量（L／min）	給水用具の口径（mm）	備 考																																																																																																																							
台所流し	12	13																																																																																																																								
洗濯流し	12	13																																																																																																																								
洗面器	8	13																																																																																																																								
浴槽（和式）	20	13																																																																																																																								
浴槽（洋式）	30	20																																																																																																																								
シャワー	8	13																																																																																																																								
小便水栓	12	13																																																																																																																								
小便器（F・T）	12	13																																																																																																																								
小便器（F・V）	15	13	1 回(4～6 秒)の吐水量 2～3L																																																																																																																							
大便器（F・T）	12	13																																																																																																																								
大便器（F・V）	70	25	1 回(8～12 秒)の吐水量 3. 5～16. 5L																																																																																																																							
手洗器	5	13																																																																																																																								
散水栓	15	13																																																																																																																								
散水栓	40	20																																																																																																																								
用 途	使用量（L／min）	給水用具の口径（mm）	備 考																																																																																																																							
台所流し	12	13																																																																																																																								
洗濯流し	12	13																																																																																																																								
洗面器	12	13																																																																																																																								
浴槽（和式）	20	13																																																																																																																								
浴槽（洋式）	40	20																																																																																																																								
シャワー	8	13																																																																																																																								
小便水栓	12	13																																																																																																																								
小便器（F・T）	12	13																																																																																																																								
小便器（F・V）	15	13	1 回(4. 6 秒)の吐水量 2～3L																																																																																																																							
大便器（F・T）	12	13																																																																																																																								
大便器（F・V）	70	25	1 回(8. 12 秒)の吐水量 3. 5～16. 5L																																																																																																																							
手洗器	12	13																																																																																																																								
散水栓	20	13																																																																																																																								
散水栓	40	20																																																																																																																								

新	旧	備考欄																																																													
表 2 同時使用率を考慮した給水用具数 <table><tr><th>給水用具数（個）</th><th>同時使用用具数（個）</th></tr><tr><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>2 ～ 4</td><td>2</td></tr><tr><td>5 ～ 1 0</td><td>3</td></tr><tr><td>1 1 ～ 1 5</td><td>4</td></tr><tr><td>1 6 ～ 2 0</td><td>5</td></tr><tr><td>2 1 ～ 3 0</td><td>6</td></tr></table> ※ 3 1 個以上は 1 0 個毎に 1 個増 給水戸数と同時使用個数率 <table><tr><th>戸 数</th><th>1～3</th><th>4～10</th><th>11～20</th><th>21～30</th><th>31～40</th><th>41～60</th><th>61～80</th><th>81～100.</th></tr><tr><td>同時使用戸数（%）</td><td>100</td><td>90</td><td>80</td><td>70</td><td>65</td><td>60</td><td>55</td><td>50</td></tr></table>	給水用具数（個）	同時使用用具数（個）	1	1	2 ～ 4	2	5 ～ 1 0	3	1 1 ～ 1 5	4	1 6 ～ 2 0	5	2 1 ～ 3 0	6	戸 数	1～3	4～10	11～20	21～30	31～40	41～60	61～80	81～100.	同時使用戸数（%）	100	90	80	70	65	60	55	50	表 2 同時使用率を考慮した給水用具数 <table><tr><th>給水用具数（個）</th><th>同時使用用具数（個）</th></tr><tr><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>2 ～ 5</td><td>2</td></tr><tr><td>6 ～ 1 0</td><td>3</td></tr><tr><td>1 1 ～ 1 5</td><td>4</td></tr><tr><td>1 6 ～ 2 0</td><td>5</td></tr><tr><td>2 1 ～ 3 0</td><td>6</td></tr></table> ※ 3 1 個以上は 1 0 個毎に 1 個増 <table><tr><th>業種 \ 個数</th><th>2 ～ 4 戸</th><th>5 ～ 7 戸</th><th>8 ～ 1 4 戸</th><th>1 5 戸以上</th></tr><tr><th>一般用</th><td>8 0 %</td><td>7 0 %</td><td>6 0 %</td><td>5 0 %</td></tr><tr><th>営業用</th><td>1 0 0 %</td><td>9 0 %</td><td>8 0 %</td><td>7 0 %</td></tr></table> ※一般用，営業用が混合する場合は，平均の率を使用する。	給水用具数（個）	同時使用用具数（個）	1	1	2 ～ 5	2	6 ～ 1 0	3	1 1 ～ 1 5	4	1 6 ～ 2 0	5	2 1 ～ 3 0	6	業種 \ 個数	2 ～ 4 戸	5 ～ 7 戸	8 ～ 1 4 戸	1 5 戸以上	一般用	8 0 %	7 0 %	6 0 %	5 0 %	営業用	1 0 0 %	9 0 %	8 0 %	7 0 %	(表記訂正) (表記訂正) (表記訂正)
給水用具数（個）	同時使用用具数（個）																																																														
1	1																																																														
2 ～ 4	2																																																														
5 ～ 1 0	3																																																														
1 1 ～ 1 5	4																																																														
1 6 ～ 2 0	5																																																														
2 1 ～ 3 0	6																																																														
戸 数	1～3	4～10	11～20	21～30	31～40	41～60	61～80	81～100.																																																							
同時使用戸数（%）	100	90	80	70	65	60	55	50																																																							
給水用具数（個）	同時使用用具数（個）																																																														
1	1																																																														
2 ～ 5	2																																																														
6 ～ 1 0	3																																																														
1 1 ～ 1 5	4																																																														
1 6 ～ 2 0	5																																																														
2 1 ～ 3 0	6																																																														
業種 \ 個数	2 ～ 4 戸	5 ～ 7 戸	8 ～ 1 4 戸	1 5 戸以上																																																											
一般用	8 0 %	7 0 %	6 0 %	5 0 %																																																											
営業用	1 0 0 %	9 0 %	8 0 %	7 0 %																																																											

新				旧				備考欄
表 9 給水管口径と分岐標準表				表 9 給水管口径と分岐標準表				(表記訂正)
給水管口径	φ 1 3 mm	φ 2 0 mm	φ 2 5 mm以上	給水管口径	φ 1 3 mm	φ 2 0 mm	φ 2 5 mm以上	
メーター口径	φ 1 3 mm	φ 2 0 mm	φ 2 5 mm以上	メーター口径	φ 1 3 mm	φ 2 0 mm	φ 2 5 mm以上	
水圧 管長 (m)	0. 196Mpa (2. 0Kgf/ cm²)	0. 196Mpa (2. 0Kgf/ cm²)	0. 196Mpa (2. 0Kgf/ cm²)	水圧 管長 (m)	0. 196Mpa (2. 0Kgf/C m ²)	0. 196Mpa (2. 0Kgf/C m ²)	0. 196Mpa (2. 0Kgf/C m ²)	
10	5 栓まで	1 5 栓まで	水量・水理計算の うえ計上のこと	10	5 栓まで	1 5 栓まで	水量・水理計算の うえ計上のこと	
20				20				
30				30				
40				40				
50								
60				60				

新						旧						備考欄					
表 1 0 管種別分岐表						表 1 0 管種別分岐表						(削除追加)					
被分岐管	被分岐管口径	分岐管口径	工事種別	分岐材料	分岐管管種	被分岐管	被分岐管口径	分岐管口径	工事種別	分岐材料	分岐管管種						
DIP	100mm以上	75mm以上	不断水工事	割T字管	DIP・PE	DIP	100mm以上	75mm以上	不断水工事	割T字管	DIP・VP・SSP						
		50mm以下	不断水工事	サドル付分水栓	PP			50mm以下	不断水工事	サドル付分水栓	PP						
	75mm	40mm・50mm	不断水工事	サドル付分水栓	PP		75mm	40mm・50mm	不断水工事	弁付き割T字管	PP						
		30mm以下	不断水工事	サドル付分水栓	PP			30mm以下	不断水工事	サドル付分水栓	PP						
VP	75mm以上	50mm以上	不断水工事	割T字管	PP・PE	VP	75mm以上	50mm以上	不断水工事	割T字管	VP						
		40mm・50mm	不断水工事	弁付き割T字管	PP			40mm・50mm	不断水工事	弁付き割T字管	PP						
		30mm以下	不断水工事	サドル付分水栓	PP			30mm以下	不断水工事	サドル付分水栓	PP						
	50mm	25mm	不断水工事	サドル付分水栓	PP		50mm	25mm	不断水工事	サドル付分水栓	PP						
	40mm	30mm・25mm	切取り工事	チーズ	PP			75mm以上	50mm以上	不断水工事	割T字管		VP				
		20mm	不断水工事	サドル付分水栓	PP	40mm・50mm	不断水工事		弁付き割T字管	PP							
	30mm以下	25mm以下	切取り工事	チーズ	PP	30mm以下	不断水工事	サドル付分水栓	PP								
SP	75mm以上	50mm以上	不断水工事	割T字管	PP・VP・PE	ACP	75mm以上	50mm以上	不断水工事	割T字管	VP						
		40mm・50mm	不断水工事	弁付き割T字管	PP			40mm・50mm	不断水工事	弁付き割T字管	PP						
		30mm以下	不断水工事	サドル付分水栓	PP			30mm以下	不断水工事	サドル付分水栓	PP						
PP	50mm	25mm以上	不断水工事	サドル付分水栓	PP	50mm	25mm	不断水工事	サドル付分水栓	PP	SP		75mm以上	50mm以上	不断水工事	割T字管	VP
		30mm	切取り工事	チーズ	PP		40mm・50mm	不断水工事	弁付き割T字管	PP				40mm・50mm	不断水工事	弁付き割T字管	PP
	40mm	25mm以下	不断水工事	サドル付分水栓	PP	40mm	25mm	不断水工事	サドル付分水栓	PP				30mm以下	不断水工事	サドル付分水栓	PP
		30mm・25mm	切取り工事	チーズ	PP		30mm以下	不断水工事	サドル付分水栓	PP			30mm以下	不断水工事	サドル付分水栓	PP	
	30mm	20mm	不断水工事	サドル付分水※2	PP	50mm	25mm	不断水工事	サドル付分水栓	PP			50mm	25mm	不断水工事	サドル付分水栓	PP
PE	75mm以上	50mm以上	不断水工事	割T字管	DIP・PE	PP	40mm以下	30mm以下	切取り工事	P P用チーズ	PP						
		50mm以下	不断水工事	サドル付分水栓	PP												
※ 管種別分岐表においては、あくまでも給水装置に関する分岐の目安を記したものであり、配水管における分岐等においては、担当課へ確認を行ってください。												(追 記)					
※2 PP40×20 サドルについては日本水道協会規格ではなく工場規格となります。												(追 記)					
標準締付トルク												(追 記)					
部材名	管種	ボルトの呼び径	締付トルク	部材名	管種	締付トルク											
サドル付 分水栓	DIP	M16	60N・m	割T字管	VP	40～100N・m											
		M20	75N・m														
	PE	M16	40N・m														
	VP	M16	40N・m														
	PP	製造会社の指定による															
※3 サドル付分水栓・割T字管のボルトナットの締付けは、全体に均一になるよう左右均等に行い,標準締付トルクをトルクレンチを用い確認すること。																	
※4 締付トルクは製造会社によって異なる場合があるので、事業者により確認したうえ施工すること。																	

新				旧				備考欄
表 1 4 メーターの種類及び性能				表 1 2 メーターの種類及び性能				(表記訂正)
口径 (mm)	種類	適正使用流量範囲 (m ³ /h)		口径 (mm)	種類	適正使用流量範囲 (m ³ /h)		
		連続使用に対する流量	最大使用流量			連続使用に対する流量	最大使用流量	
13	接線流羽根車単式水道メーター (S・L)	0. 1 0～0. 8	1. 5	13	接線流羽根車単式水道メーター (S・L)	0. 1 0～0. 8	1. 5	
20	接線流羽根車複式水道メーター	0. 2 0～1. 6	2. 5	20	接線流羽根車複式水道メーター	0. 2 0～1. 6	2. 5	
25	接線流羽根車複式水道メーター	0. 2 3～1. 8	3. 0	25	接線流羽根車複式水道メーター	0. 2 3～1. 8	3. 0	
30	接線流羽根車複式水道メーター	0. 4 0～3. 2	5. 0	30	接線流羽根車複式水道メーター	0. 4 0～3. 2	5. 0	
40	接線流羽根車複式水道メーター	0. 6 0～6. 5	6. 0	40	接線流羽根車複式水道メーター	0. 6 0～6. 5	6. 0	
50	たて型軸流羽根車式水道メーター 遠隔指示装置付 (電子メーター)	0. 4 5～1 5. 0	25. 0	50	たて型軸流羽根車式水道メーター 遠隔指示装置付 (電子メーター)	0. 4 5～1 5. 0	25. 0	
75	たて型軸流羽根車式水道メーター 遠隔指示装置付 (電子メーター)	0. 8～3 0. 0	50. 0	75	たて型軸流羽根車式水道メーター 遠隔指示装置付 (電子メーター)	0. 8～3 0. 0	50. 0	
100	たて型軸流羽根車式水道メーター 遠隔指示装置付 (電磁メーター)	2. 0～4 8. 0	100. 0	100	たて型軸流羽根車式水道メーター 遠隔指示装置付 (電子メーター)	2. 0～4 8. 0	100. 0	(表記訂正)
150	たて型軸流羽根車式水道メーター 遠隔指示装置付 (電磁メーター)	1 0. 0～1 0 8. 0	180. 0	150	たて型軸流羽根車式水道メーター 遠隔指示装置付 (電子メーター)	1 0. 0～1 0 8. 0	180. 0	(表記訂正)
200	よこ型軸流羽根車式水道メーター 遠隔指示装置付 (電磁メーター)	2 0. 0～1 8 0. 0	300. 0	200	よこ型軸流羽根車式水道メーター 遠隔指示装置付 (電子メーター)	2 0. 0～1 8 0. 0	300. 0	(表記訂正)

